

「報告(1)大阪市多文化共生指針に基づく行動計画について」関係資料

○大阪市の外国籍の子に対する就学の取組

- ・文部科学省は、外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入れに関して、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受入れ、教科書の無償配布及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障するものとしている。
- ・上記を受け、大阪市では、現状、就学の入り口時に適切なアプローチに重点を置き、外国籍の子どもが就学の時期を迎えるタイミング等で就学の機会を逸することのないよう取り組んでいる。
- ・具体的には、区役所が、住民基本台帳で本市に住所がある全ての多国籍の子どもが就学を迎える時期、渡日・他自治体からの転入時の住民登録の際に、多言語対応(①日本語、②やさしい日本語、③英語、④中国語、⑤韓国・朝鮮語、⑥ベトナム語、⑦フィリピン語)就学案内(パンフレット)を作成し配付している。
- ・また、西淀川区など、区の実情に応じて、上記に加えて別途対応を行っている区もある。

○大阪市の外国につながる児童生徒の受入れのための教育推進事業

- ・全国的に日本語指導のできる教員の体制は自治体ごとに異なっており、外国につながる児童生徒への対応が困難な自治体の中には、特別支援学級で指導を行っている自治体もあると聞いている。
- ・しかしながら、大阪市ではある程度体制が整っており、大阪市内4か所に共生支援拠点を設置し、各拠点にコーディネーターを配置し、プレクラスや初期日本語指導、学習言語の習得を目的とした母語支援、JSLカリキュラム指導員(教科と日本語の総合指導)の派遣についてコーディネートを行っている。
- ・「日本語指導が必要なこどもの教育センター校」を令和4年度に中学校1校増設し、現在、小学校8校、中学校8校の計16校を開校している。
- ・その他、詳細については、別添の「03_報告（1）関係資料_2※」をご参照ください。

※「大阪市多文化共生指針行動計画の進捗状況（令和4年度）P28

3 外国につながる児童生徒への支援の充実(1)多文化共生教育の推進」

３ 外国につながる児童生徒への支援の充実

（１）多文化共生教育の推進

事業名	外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業		所属局	教育委員会事務局
事業概要	・大阪市内4か所に共生支援拠点を設置し、各拠点にコーディネーターを配置し、プレクラスや初期日本語指導、学習言語の習得を目的とした母語支援員、JSLカリキュラム指導員（教科と日本語の統合指導）の派遣についてコーディネートを行う。 ・「日本語指導が必要なこどもの教育センター校の指導内容の充実を図るとともに、センター校を増設する。 ・日本語指導の必要な児童生徒が特に多く在籍する日本語指導教員加配校を増設する。 ・学校や保護者からの様々な相談に応じる多文化共生教育相談ルームの相談機能の充実を図る。 ・日本語指導が必要な生徒のキャリア教育の充実のために、多言語進路ガイダンスの際に、通訳者を派遣するとともに、多言語版の文書を提供する。 ・母語・母文化の保障及び多文化共生教育を推進する。			
令和4年度				
事業計画	拡充			
	今後も増え続けると予想される外国につながる児童生徒に対して、日本語指導を保障するだけでなく、母語・母文化の保障や学校の多文化共生教育の推進に向けた取組をさらに充実させる。			
事業実績	・大阪市内4か所に共生支援拠点を設置し、各拠点にコーディネーターを配置し、プレクラスや初期日本語指導、学習言語の習得を目的とした母語支援員、JSLカリキュラム指導員（教科と日本語の統合指導）の派遣についてコーディネートを行った。 ・「日本語指導が必要なこどもの教育センター校」を令和4年度に中学校1校増設 ・学校や保護者からの様々な相談に応じる多文化共生教育相談ルームの相談機能の充実を図った。 ・日本語指導が必要な生徒のキャリア教育の充実のために、多言語進路ガイダンスの際に、通訳者を派遣するとともに、必要に応じて多言語版の文書を提供した。 ・外国につながる児童生徒の就学支援や進路支援を実施するとともに、親子間に生ずる諸課題に関する相談への対応を行った。 ・各学校に対して、多文化共生教育実践の普及に努めた。			
自己評価	帰国・来日する児童生徒の大幅な増加があったが、各共生支援拠点のコーディネーターの創意工夫のもと、日本語指導員や母語支援員等の人材を総動員し、可能な限り支援を進めることができた。また、母語・母文化の保障及び多文化共生教育の推進に関する取組も進んだ。			
事業計画	令和5年度		令和6年度	
	拡充		継続	